

3章

歴史的風致の維持及び向上に関する 方針

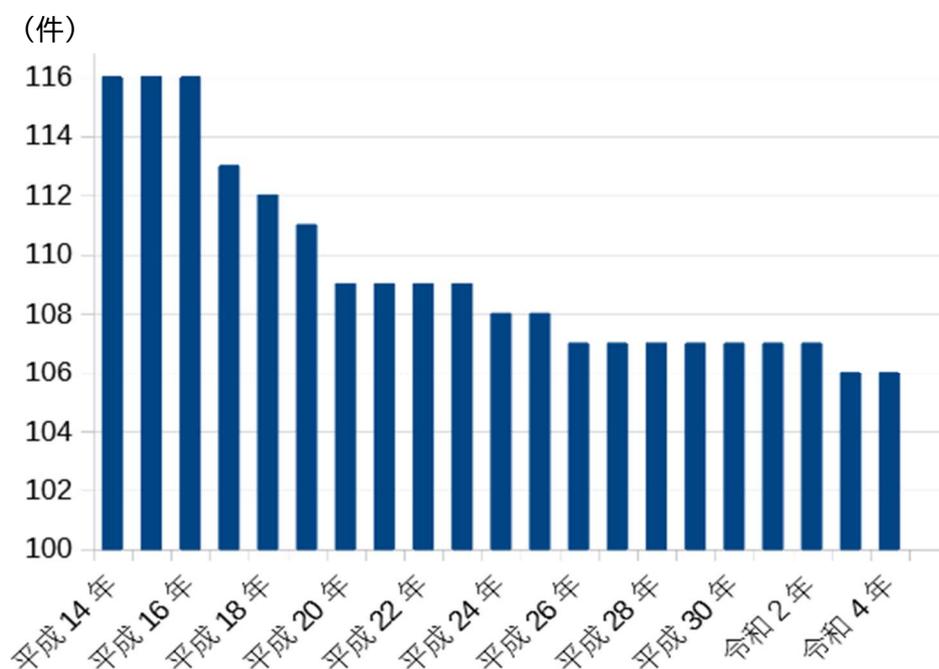
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物に関する課題

約430年前の文禄元年(1592)に蒲生氏郷により、城下町として築かれた本市の鶴ヶ城を核とする中心市街地は、城下町の歴史を感じさせる街なみや、「筋違いの交差点」(変則的な喰い違い十字路)や寺社、当時の町家の敷地割りや伝統的な商家や蔵造りの建造物などが集積しています。現在残されている歴史的建造物は、会津若松市の歩んできた歴史が反映された貴重な資産であり、会津まつり、十日市、各種伝統産業等の人々の活動と一体となり歴史的風致を形成する重要な要素となっています。

これらの建造物は、通りに対して平入りまたは妻入りで配置され、切妻や入母屋の屋根に腰壁を施した土蔵や町家が多く、歴史的な風情を醸し出してきました。しかし、近年では、テナントビルなどの他の建築様式への建替えや、駐車場としての利用などにより年々その姿が失われつつあり、今に残る歴史的建造物の活用を通じた保存が最大の課題となっています。

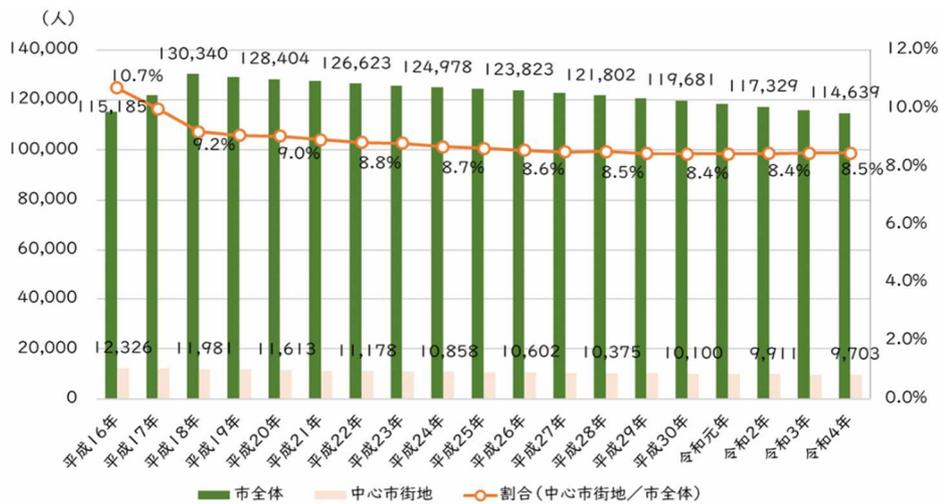
本市の中心市街地の動向を見ても、背景にはかつて中心市街地は職住一体の空間として人口が集中していましたが、職住分離や人口減少などにより空き家、空き店舗が増加しています。そうした要因だけでなく、建造物の所有者・管理者の高齢化により継続的な維持管理が困難になる、又は維持管理費が捻出できなくなるなどの理由により年々取壊しが進んでいることなどが要因となっています。



歴史的建造物の件数の推移

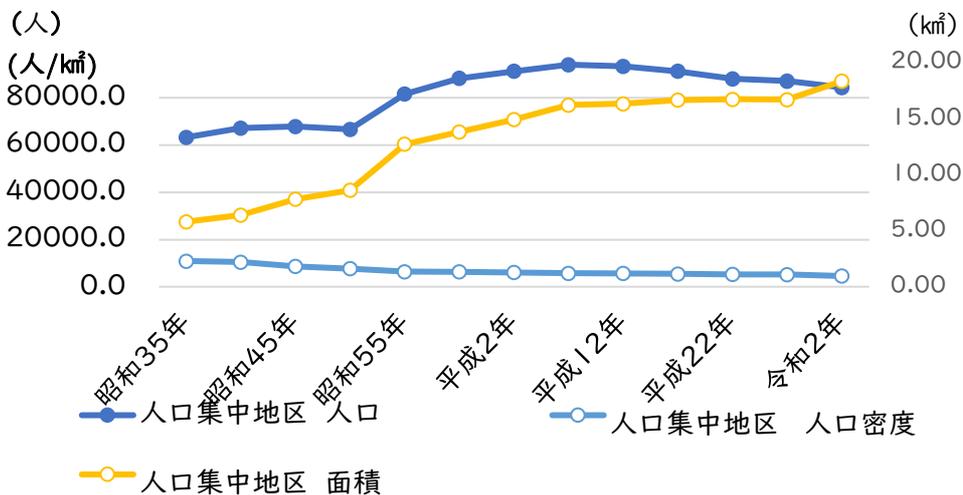
※対象は会津若松市景観条例に基づく歴史的建造物

※資料：会津若松市



中心市街地の人口の状況

※資料：住民基本台帳（会津若松市）



人口集中地区(DID)の推移

※資料：国勢調査

また現在残されている歴史的建造物についても、建設から長い年月が経ち、十分な維持管理や改修が行われていないものも多く、構造的に地震など災害に対する危険性も生じています。

歴史的建造物の適正な維持管理には、所有者の理解とともに市民の協力が不可欠であり、このため、歴史的建造物の正確な分布状況、保存の必要性やその価値等を判断できる調査を実施していくとともに、所有者・市民へその価値を周知し、保存・活用の意義を継続的に啓発していく必要があります。

本市は平成9年（1997）より歴史的建造物の保存に関する取り組みを進めていますが、民間レベルでも建築士会による啓発事業やヘリテージマネージャーの育成、事業者による歴史的建造物のリノベーションによる多様な利活用なども少しずつ行われ始めており、このような民間主導の活動を継続的に支援し、市民に対する普及・啓発の取り組みが求められています。



老朽化した歴史的建造物



景観上支障となる電線や電柱

(1) 歴史的建造物に関する課題

- 歴史的建造物の滅失
- 不十分な維持管理による危険な歴史的建造物の増加
- 所有者や市民の歴史的建造物の価値の認識不足

(2) 歴史的な街なみ、景観に関する課題

「(1) 歴史的建造物に関する課題」で記載したように、歴史的建造物の消失に伴い、空き地や駐車場となるケースが多くみられ、建て替えられる場合でもセットバックによる壁面線の不揃いなどで建物の立ち並びが失われ、歴史的な印象を与える街なみが減少しています。また、前述したように、歴史的建造物は、商業近代化の流れの中でファサードが新建材で覆われてしまい、景観上の歴史的な趣が失われてしまったものも多く、既存法制度で規制できない歴史的建造物の周辺の宅地開発等が近年は目立ち、城下町の面影が徐々に失われています。電線や電柱などの人工物が地上にあることで、歴史的な街なみが損なわれているところも見られることから、電線類地中化等の景観を向上させるための取り組みが求められます。

中心市街地には、古くから残る道路や街なみ等が、生活に根差した景観を形成していますが、十分な歩道幅員が確保されておらず、市内外の人が訪れ楽しむことができるようになっていない通りも見られます。安全で快適に歩いて歴史的街なみや文化財等を巡ることができる歩行系ネットワークを整備しながら、ウォーカブルな街に向けた取り組みが求められます。

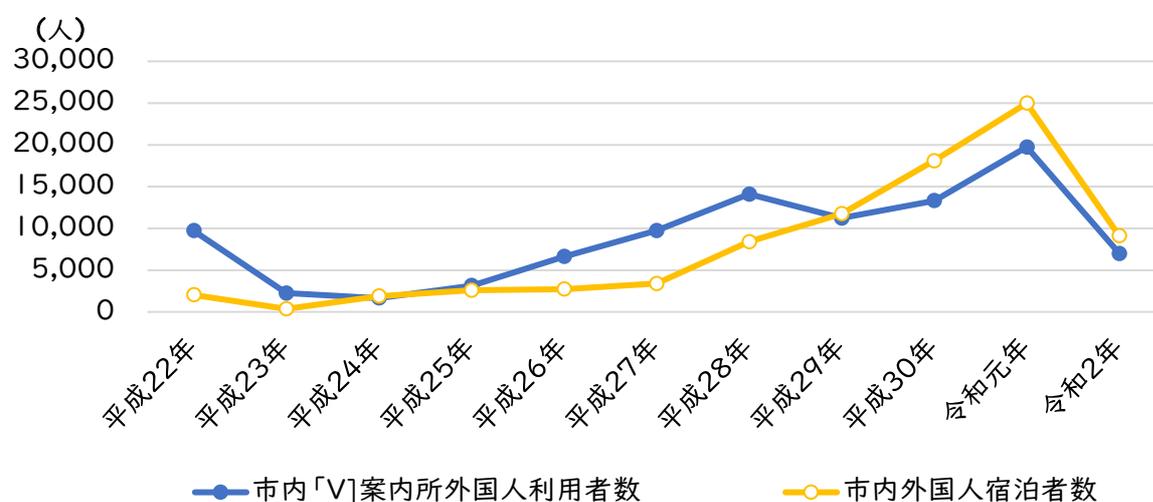
また、市街地周辺には本市の成り立ちを支えてきた肥沃な農地が広がっていますが、市街地の拡大による宅地化や、農業の担い手不足等による休耕田の増加により、良好な田園景観が損なわれつつあります。

本市としましても平成4年(1992)に会津若松市景観条例を制定し、自然景観、歴史的景観、地区景観の3つの柱により良好な景観形成に取り組み、中心市街地の活性化

やインバウンドを含む交流人口の拡大を見据えたまちなか観光の推進に取り組んできました。

特にインバウンドに関しては、本市における外国人観光客の入込状況を「V」案内所の利用者数と外国人の宿泊数でみると、東日本大震災以降はどちらも増加傾向にあることから、時間をかけての観光を楽しむため、市内に宿泊する外国人観光客が増加傾向にありましたが、近年は新型コロナウイルス感染症対策として外国人の入国制限もあり観光客は減少しています。

以前と同様の水準まで交流人口を維持するためには、歴史や文化をはじめとした市内の観光資源について新たな発掘や磨き上げを行い、インバウンドに対応した多言語での情報発信を行うとともに、文化財や歴史的な街なみをゆっくりと楽しみながら散歩できる環境を整備することが求められています。



※資料：会津若松市統計

※市内外国人宿泊者数に関して、平成23年（2011）以前の数値は市内旅館ホテルのデータが収集されていない

※「V」案内所は、外国人観光客に外国語で観光案内が出来る案内所

（2）歴史的な街なみ、景観に関する課題

- 歴史的建造物の滅失やファサード等の近代化による歴史的な街なみの消失
- 歴史的な街なみの周辺における十分な幅員が確保されていない歩道
- 良好な田園景観の消失等

（3）歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する課題

本市の有形文化財としては、国の文化財に指定されている若松城跡、福島県の文化財に指定されている茶室隣閣等があります。その他本市には、多くの有形文化財が所

在していますが、文化的景観や考古資料等、十分な調査が行われていない分野も多く、十分な調査の実施及びその後の文化財指定による適切な保存と活用が求められています。

所有者の高齢化や相続等により、建造物等の文化財に対する保存・活用に関する認識が多様化しており、特に維持管理に一定以上の技術や費用を要するなど、特別な条件がある指定文化財は、所有者の変更や相続の際、文化財の保存に対する重要性が優先されず、滅失する恐れも危惧されます。また、食文化や郷土料理、礼儀作法、伝統的な技法等の無形の文化財は、その価値が市民に十分に浸透しきれていないものもあります。このため、文化財指定に向けた所有者の理解とともに、市民・事業者の協力など保存・活用に向けた支援や普及啓発が必要です。

また、一部の指定・登録文化財については活用までを見据えた個別の保存活用計画の策定に至っていないものもあり、策定に向けた取組が求められています。

(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する課題

- 十分な調査が行われていない文化財分野の存在
- 所有者の変更や相続の際の指定文化財等の滅失の恐れ
- 個別の保存活用計画が未策定の指定・登録文化財の存在

(4) 伝統行事や伝統技術等の文化に関する課題

69年以上の伝統を引き継いできた会津まつりや市指定の無形民俗文化財である小松彼岸獅子に代表されるように、市全域に伝承されている祭礼等については、祭礼の基礎単位となる地域組織やその住民たちの活動により運営及び技術の継承が行われてきました。

しかし、近年、高齢者が4割を超える町内会が複数存在するなど、少子高齢化に伴う人口の減少等により、担い手・後継者不足が顕著となっています。

また、市内外から多くの人々が訪れ、観光的な側面を有する祭礼については、安全対策に要する費用や、伝統的な衣装及び道具類を維持するための費用も増えており、祭礼に係る経費負担が課題となっています。

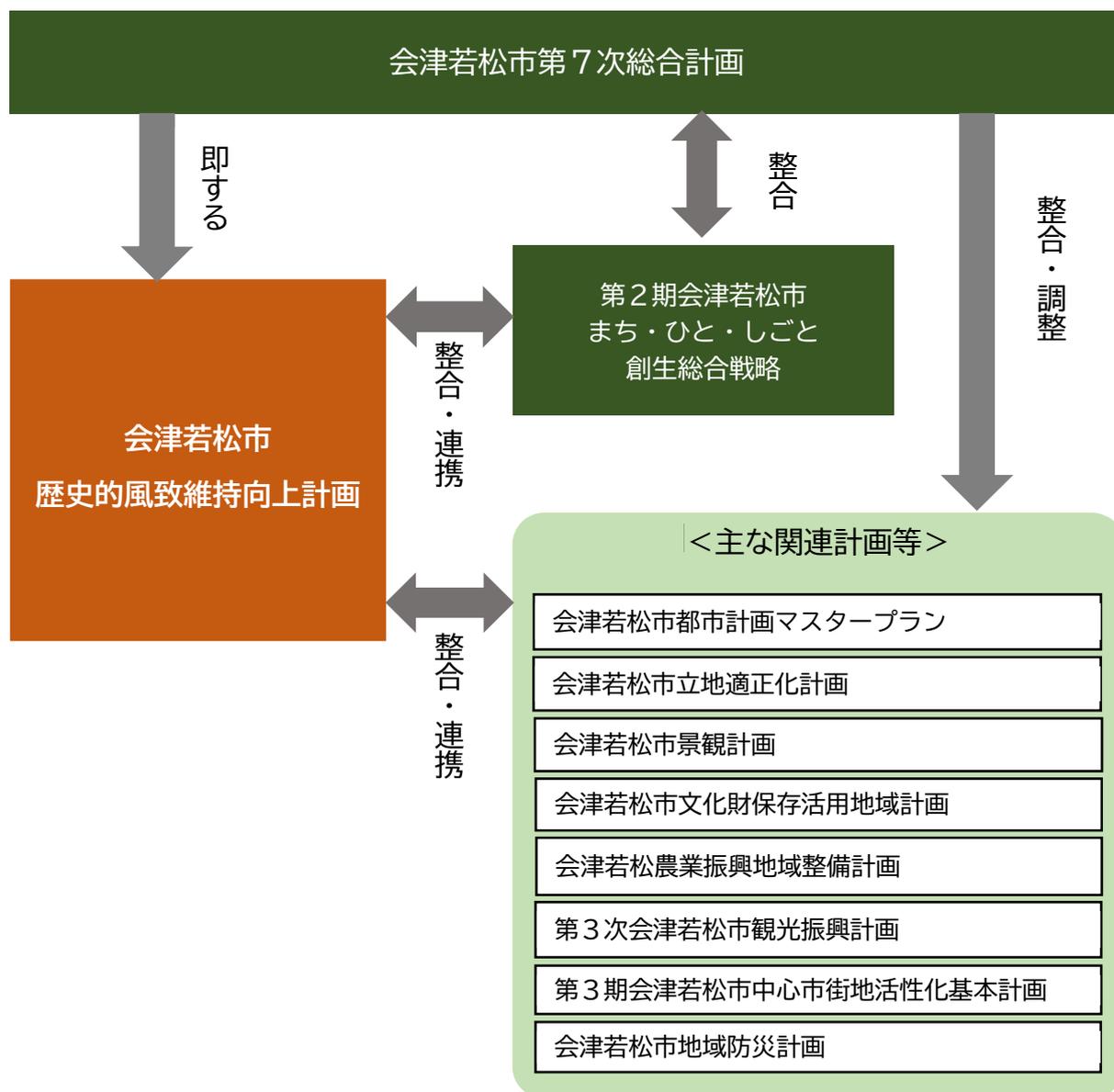
また、食文化や郷土料理、礼儀作法、伝統的な技法等の無形の文化財、民俗文化財等についても新型コロナウイルス感染対策等により活動の範囲が縮小され、観光客や地元の若い世代が伝統文化に触れる機会が減っています。これらについては、文化財指定に向けた活動とともに、市民・事業者との協力体制の構築等による保全・活用に向けた支援が求められています。

(4) 伝統行事や伝統技術等の文化に関する課題

- 地域における担い手不足
- 伝統産業の人材育成と技術の継承 等

2. 関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け

本市の最上位計画として、会津若松市第7次総合計画があります。その政策目標1「未来につなぐひとづくり」、政策2「生涯にわたる学びと活躍の場」のなかに、歴史や文化として、本市の目指す姿や具体的な施策が示されています。また、まちづくりや観光などの他の行政分野でも歴史や文化を活かした施策が位置付けられています。本計画はこれらの方向性を踏まえながら、本市における歴史まちづくりに関する総合的なアクションプランとして、位置付けるものです。



歴史的風致維持向上計画の位置づけ

3. 関連計画、関連する条例との整合性

都市計画や歴史・文化に関するまちづくりの関連計画として「会津若松市都市計画マスタープラン」、「会津若松市景観計画」、「会津若松市文化財保存活用地域計画」、「第3回会津若松市観光振興計画」などを位置付けています。

本計画は、各関連計画と連携しながら、それぞれの施策における目標達成に向けて取り組んでいきます。

(1) 上位計画

①会津若松市第7次総合計画

○期間：平成29年度（2017）から令和8年度（2026）までの10年間

○まちづくりのビジョン（基本目標・基本理念）

ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松

*「しん」は「新」、「心」、「信」、「真」、「進」、「清」、「伸」等を意味します。

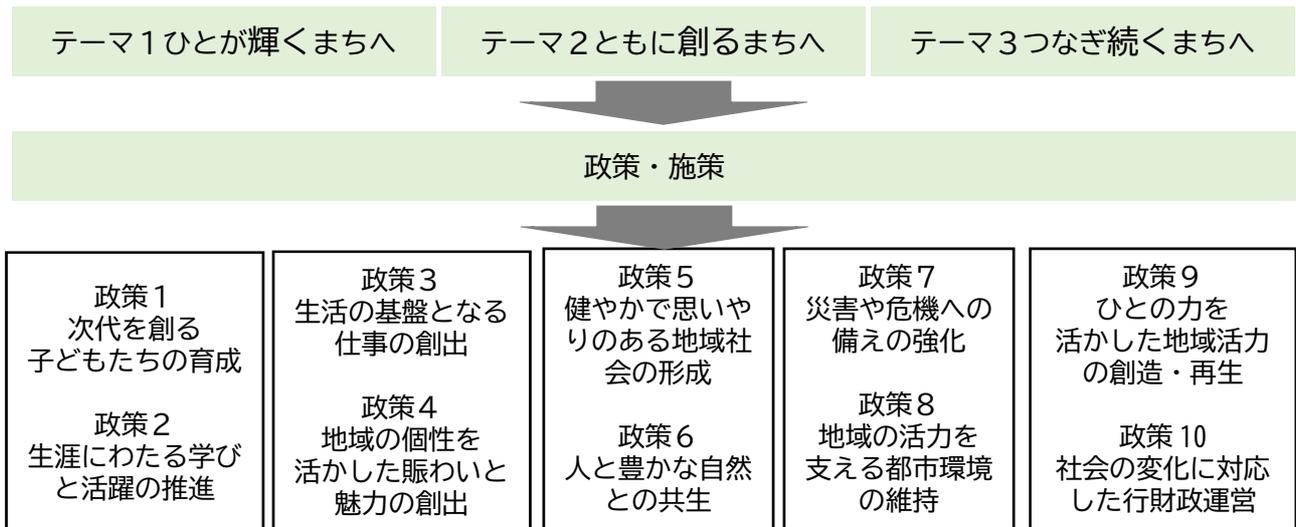
本市には大きな財産があります。それは、四季折々の、厳しくも豊かな自然、実り多き大地といった会津地方の風土と、先人たちが形作ってきた、様々な「目に見えるもの・見えないもの」とが織り成す財産です。

これらは、農業や伝統産業、工業やサービス業といった多彩な産業をはじめ、ともに生き抜くための相互扶助の精神や、地域の緻密なネットワーク、地域のコミュニティ、子どもやお年寄りへの温かなまなざし、教育重視の精神による優れた人材の輩出など、歴史や伝統・文化、人間性や知性、地域の絆などとして、私たちの社会のなかに、深く根差し、確かに息づいています。

こうした本市の「財産」にあらためて光をあて（＝温故）つつ、「自我作古（じがさっこ）＝我より古（いにしえ）をなす」の思いを持って、新たな考えや手法、技術を取り入れながら、未来へのまちづくりを進めていきます。

そして、このまちに集うみなさんとともに歩みながら、「誰もがお互いを尊重し合い、自分らしく、幸せな暮らしを営むことができる、強く、やさしいまち」、「個性と魅力をもち、連綿と続く活力あるまち」会津若松を創って（＝創しん）いきます。

○まちづくりのコンセプト



○政策1 次代を創る子どもたちの育成

施策分野	施策	主な取組
2 学校教育	2 豊かな心の育成	①豊かな人間性を育む教育の推進 ②ふるさと会津の精神の継承

○政策2 生涯にわたる学びと活躍の推進

施策分野	施策	主な取組
7 歴史・文化	2 地域の歴史・文化を育む環境づくり	①文化施設等の利活用推進と適切な管理、整備 ②美術品等の展示収蔵機能の研究、検討
	3 地域における社会教育の推進	①公民館を拠点とした社会活動への参加・参画と地域づくり ②社会教育施設の充実と環境の整備

○政策4 地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出

施策分野	施策	主な取組
15 観光	1 地域資源を活用した観光振興	①歴史的・文化的な資源・資産の活用 ②自然資源等の活用 ③温泉地域の活性化 ④まちなか観光の推進 ⑤産業観光の推進 ⑥賑わいの創出
16 中心市街地・商業地域	2 中心市街地の魅力向上	①中心市街地活性化協議会等と連携した中心市街地活性化事業の推進 ②民間活力による商機能や住環境整備への支援 ③協働による地域個性を活かしたまちなみづくり

○政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

施策分野	施策	主な取組
34 景観	1 自然、歴史、市街地の特性を活かした景観形成	①景観重点地区等への景観助成制度による支援 ②歴史的建造物や自然景観の保全に向けた指定制度による支援 ③史跡、名勝等の文化財を活かしたまちなみの形成

○政策9ひとの力を活かした地域活力の創造・再生

施策分野	施策	主な取組
36 地域自治・コミュニティ	1 地域コミュニティへの支援	①町内会や関係団体との連携強化 ②コミュニティ活動拠点の活用促進 ③公民館を拠点とした地域活動の促進
	2 地域主体のまちづくりの推進	①地域おこし、地域づくり活動の支援 ②地域住民主体のまちづくりの仕組みづくり
	3 中山間地域の活力の向上	①地域住民主体の地域課題解決の仕組みづくり ②中山間地域の特性を活かした産業の仕組みづくり

②第2期会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略

○期間：令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間

○4つの基本方針

柱1	柱2	柱3	柱4
ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり	地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出	生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり	結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

○柱2地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出

施策分野	施策	主な取組
1 観光資源等を活用した地域の活性化	②広域連携による観光の推進	・広域市町村連携による国内外からの観光誘客の促進（極上の会津プロジェクト協議会事業、都市間連携推進事業）
	③新たな切り口による観光誘客の拡大	・新たな切り口による観光誘客拡大 ・教育旅行による誘客拡大
2 ひとが訪れたいくなるまちなかの魅力向上	①中心市街地の活性化	・中心市街地の活性化 ・商業地域の振興（中小企業及び小規模企業振興補助金）

(2) 関連計画

①会津若松市都市計画マスタープラン

○計画期間：平成 22 年度（2012）～令和 12 年度（2030）の 20 年間

基本理念

誇りある歴史や文化と、豊かな自然のなかで、人々が輝き、新たな魅力を創造するまち

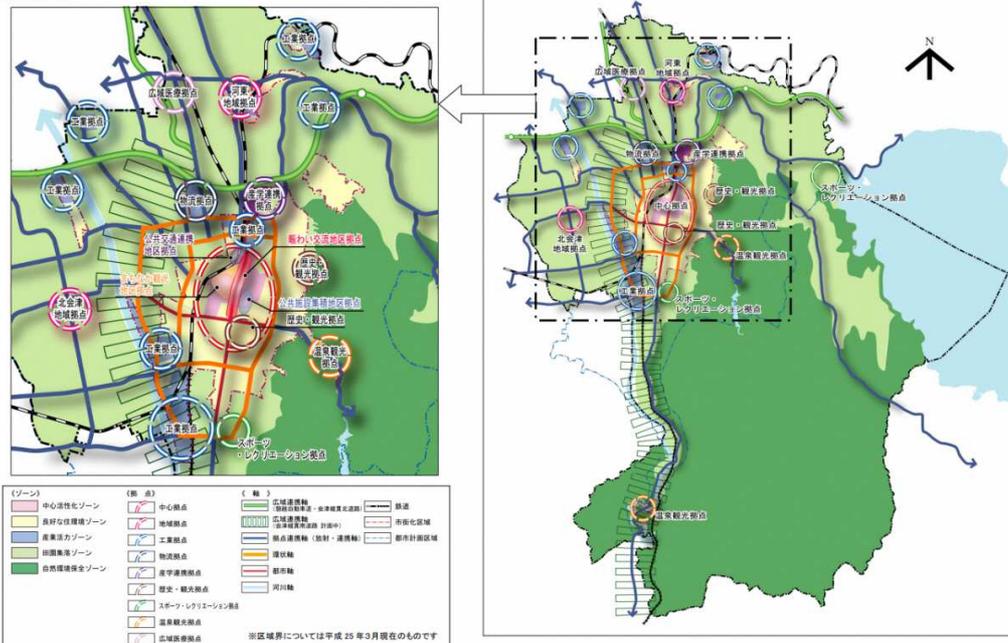
[基本方針]

□会津若松の個性と魅力を高める「拠点」と「軸」の形成

□ゾーンごとの土地利用

ゾーン	地域	取組内容
中心活性化	中心活性化地域	界隈性の保全・創出／様々な利用者ニーズへの対応／歴史的なまちなみを活かしたまちなか観光の充実／交流拠点の機能充実
良好な住環境	歴史と文化の観光地域	鶴ヶ城を中心とした歴史・文化の観光ゾーンの形成／飯盛山を中心とした歴史観光ゾーンの形成
田園集落	田園集落地域	会津の農業を支える田園地域の保全・整備
自然環境保全	森林の緑と水を守る地域	森林地域の緑と水の保全
	自然景観を守る地域	風致地区の自然景観・環境の保全
	湖畔の緑と水辺を守る地域	猪苗代湖の豊かな水辺の保全
	温泉観光地域	東山温泉・芦ノ牧温泉などの温泉観光ゾーンの形成

■将来都市構造図



将来都市構造図

(出典 会津若松市都市計画マスタープラン)

②会津若松市立地適正化計画

○計画期間：令和4年度（2022）～概ね20年

基本理念

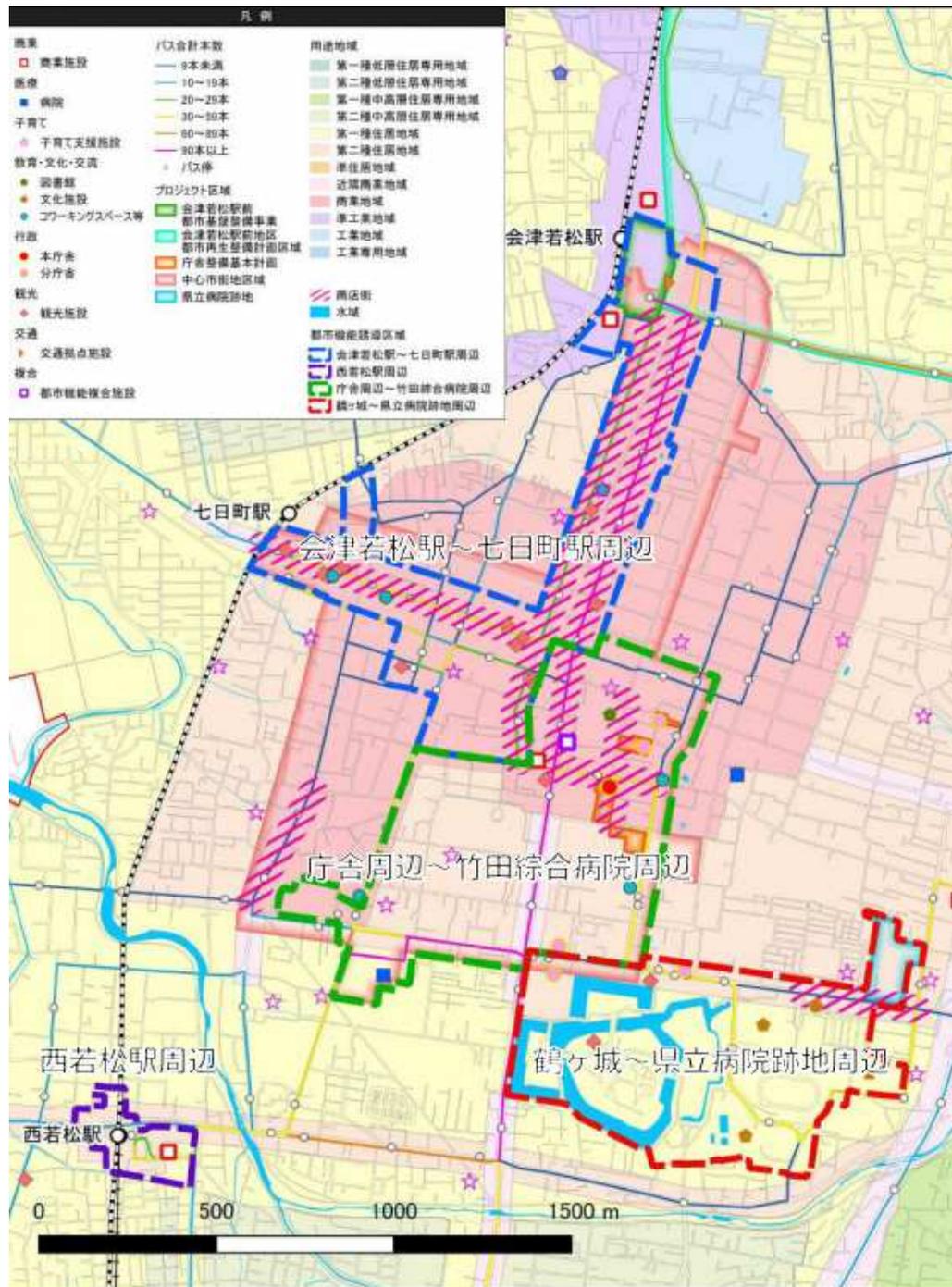
城下町の歴史を活かし安全・安心につながるまち

【誘導方針】

安全・安心で誰もが暮らしやすい居住地の形成

歴史・伝統を活かした中心地の磨き上げ

おでかけと暮らしを支える移動手段の確保



都市機能誘導区域

(出典 会津若松市立地適正化計画)

③会津若松市景観計画

○計画期間：平成 29 年度（2017）～概ね 10 年

基本理念 自然と歴史・文化を活かし育む、誇りあるふるさと会津 ー会津若松らしい景観をまもり、つくり、そだてるー		
【基本方針】		
1)多様な自然に恵まれた自然環境の保全と再生	2)鶴ヶ城を中心とした歴史的環境の保全と活用	3)歴史的なまちなみ景観づくりと賑わいの創造
4)人情豊かな人々の連携による会津文化の構造	5)公的空間における景観の形成	6) 会津若松らしい景観の形成

平成 16 年（2004）の景観法公布を受け、より実効性の高い景観行政を推進するため、平成 28 年（2016）12 月、本市景観条例を景観法に基づく条例に全面改正するとともに、平成 29 年（2017）2 月に「会津若松市景観計画」を策定し、高さや色彩などの景観形成基準を定め、平成 29 年（2017）4 月 1 日より施行しました。

また、会津若松らしい個性ある景観の形成のため、歴史的特性を持つ鶴ヶ城周辺地区など、重点的かつ計画的に景観形成を進めていく必要のある地区を「景観重点地区」に指定しています。



景観計画の区域

（出典：会津若松市景観計画）

景観重点地区の一覧

No	名称	範囲	
1	鶴ヶ城周辺地区	鶴ヶ城公園及びその周辺地区	
2	磐梯山・猪苗代湖周辺地区	福島県景観計画に基づく、磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域（河東地区国道49号及び主要地方会津若松裏磐梯線の沿線）	
3	景観まちづくり協定地区	城下町回廊地区	七日町通り上の区地区/七日町通り中の区地区/七日町通り下の区地区/町方蔵しっく地区（大町通り）/野口英世青春通り地区/会津ふれあい通り地区/融通寺町通り地区/博労町通り地区
		東山温泉街地区	東山温泉街地区
		芦ノ牧温泉街地区	芦ノ牧温泉街地区
		鶴亀ハイタウン地区	鶴亀ハイタウン地区
4	眺望景観保全地区	飯盛山（白虎隊自刃の地）から鶴ヶ城を望む眺望景観地区	

④会津若松市文化財保存活用地域計画

○期間：令和4年度(2022)～令和8年度(2026)

基本理念

地域が持つ身近な歴史文化の魅力を、「ひと」と「まち」が共に、守り・活かし・つなげる会津若松

目 標

(1)「地域活性化」

各地域が持つ様々な歴史文化やその魅力を、みんなで再発見し、守り、活かす ふるさとづくり

(2)「文化観光の振興」

本市のランドマークである「鶴ヶ城」や「まちなか」等の魅力を発信し、未来につなげるまちづくり

(3) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進体制

[方 針]

- 1 歴史文化の価値を見つける ～調査の推進～
- 2 歴史文化をみんなで守る ～保存・継承～
- 3 歴史文化を活かしてみんなの地域を盛り上げる ～活用・振興～
- 4 魅力を市内外に発信する ～認知・興味関心の向上～
- 5 魅力を活かして、未来につなげる ～活用～
- 6 地域連携を促進させ、取組を加速させる
- 7 庁内の連携体制を強化する

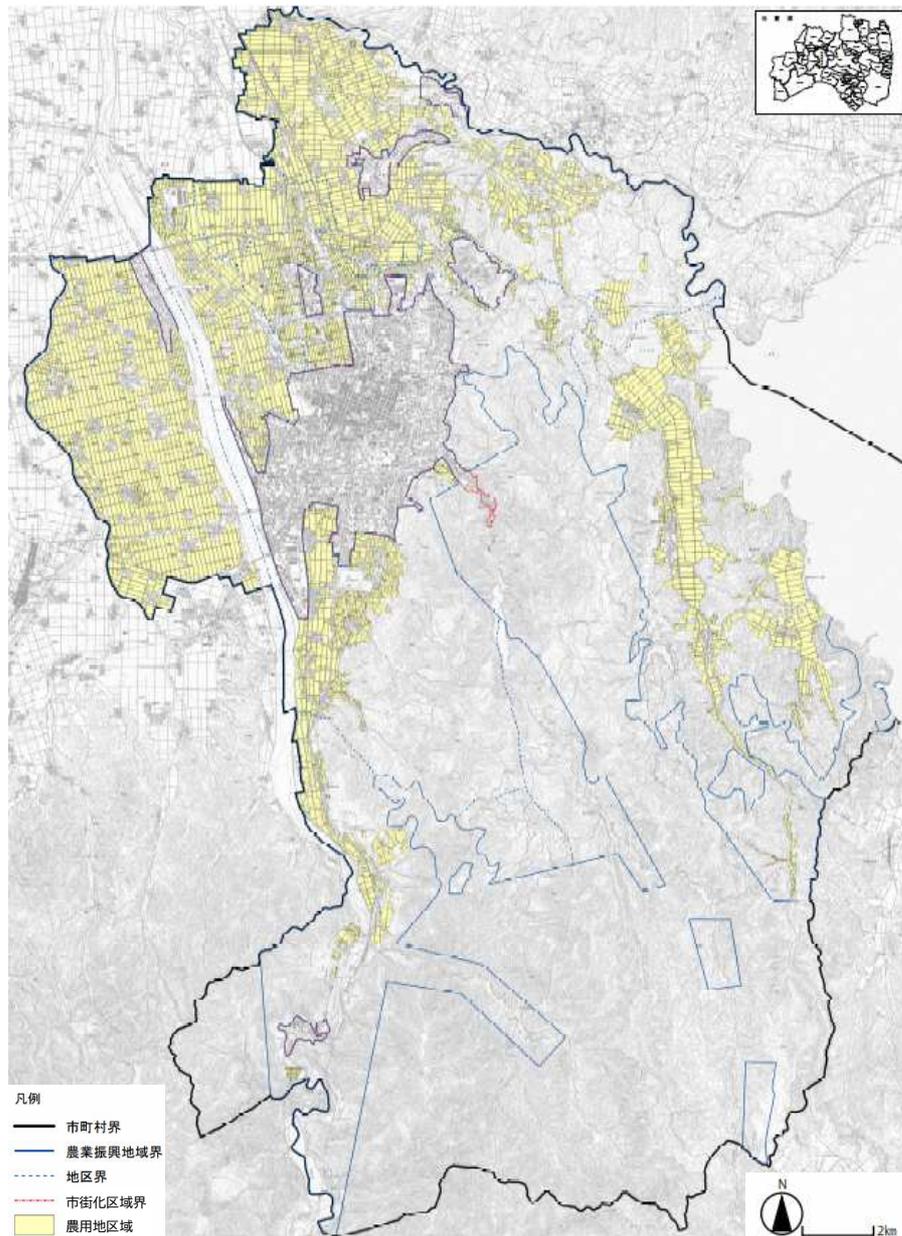
⑤会津若松農業振興地域整備計画

○計画期間：平成 30 年（2018）4 月～概ね 10 年

○基本目標：農用地などの利用方針、農業振興の方針

[基本方針]

・農業を振興すべき地域内における農地の保全・発展に係る諸施策を定めるとともに、集团的農地及び農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域内に指定し、合理的な土地利用を推進する。



土地利用計画図

(出典：会津若松農業振興地域整備計画)

⑥第3次会津若松市観光振興計画

○計画期間：平成29年度（2017）～令和8年度（2026）の10年間

基本理念

一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津

基本目標

歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、
おもてなしの心で来訪者を迎えるまち

基本施策1

地域資源を活用した
観光振興

基本施策2

誘客宣伝の推進と
受入体制の整備

基本施策3

広域観光・インバウンド
の推進

[基本施策]

基本施策①地域資源を活用した観光振興

- 1 歴史的・文化的な資源・資産の活用（鶴ヶ城天守閣の魅力向上／歴史的・文化的な資源の活用／会津の食文化の活用）
- 2 自然資源等の活用（猪苗代湖の保全と活用／天然記念物などの自然資源の活用）
- 3 温泉地域の活性化（情緒あふれるまちなみの創出／温泉地域の賑わい創出／温泉地域の新たな活用）
- 4 まちなか観光の推進（まちなかの魅力向上／まちなかの回遊性の向上）
- 5 産業観光の推進（伝統産業等の活用）
- 6 賑わいの創出（会津まつり等の充実／冬季の賑わい創出／伝統行事、民俗芸能等の発信）

⑦第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画

○計画期間：令和5年（2023）4月～令和10年（2028）3月の5年間

基本理念

まちが^{そだ}育ち、人を^{はぐく}み、未来へつなげるまちづくり 愛称：マチイク

[基本方針]

基本方針1 地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり

（目指す姿）

- ・消費者のニーズに応える魅力を備えたエリア
- ・事業活動の場として好ましい環境
- ・「稼ぐ力」を備え、地域経済の原動力として機能

基本方針2 「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

（目指す姿）

- ・豊かで多様な「体験」や「記憶」を生むエリア
- ・人を惹きつける「居心地の良さ」を備えたエリア
- ・地域ならではの「思い出」を生み、地域を担う人材を育むエリア



中心市街地活性化基本計画区域

（出典：第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画）

⑧会津若松市地域防災計画

○計画期間：令和4年（2022）3月～令和6年（2024）3月（見込）

○目標：自助、共助、公助の連携による災害被害の少ない会津若松市

<災害応急対策計画>

第13章 応急教育、応急保育対策

第8節 文化財等の応急対策

- 1 搬出可能な文化財対策
- 2 建造物及び搬出不可能な文化財の対策
- 3 史跡、名勝及び天然記念物の応急対策

4. 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」に対応するため、「2. 関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け」を踏まえ、会津若松市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のように定めます。

(1) 歴史的建造物に関する方針

本市の中心市街地は、戊辰戦争により武家屋敷等が焼失しましたが、鶴ヶ城を中心に歴史的な景観が残されており、それらを舞台として会津まつりやお日市などが開催され、城下町としての歴史的風致を形成しています。歴史的建造物は解体されてしまうと当時の技法での再建が困難となるため、改修等に対する支援を実施することで、消失への対策とします。

また、適切な維持管理が行われず老朽化している歴史的建造物や、十分な調査が行われていない建造物群等を対象に詳細な調査を実施し、建造物の保存の必要性やその価値を明らかにします。

所有者や管理者に対しては、歴史的建造物に対する本市や国の助成制度、歴史的建造物に関する調査結果や市の取組等を紹介し、歴史的建造物の価値等を普及・啓発します。

後継者不足等で担い手が不在となった建造物と活用を希望する者とのマッチング支援、保存活動を支える人材の育成支援等を実施します。

(1) 歴史的建造物に関する方針

- 歴史的建造物の改修等に対する支援
- 歴史的建造物や建造物群への詳細な調査や保存活動を支える人材の育成支援
- 歴史的建造物の価値等の普及啓発

(2) 歴史的な街なみ、景観に関する方針

歴史的な街なみの保全を図るため、会津若松市景観計画や会津若松市景観条例等に基づき、歴史的建造物について、歴史的街なみと調和のとれた修景を推奨し、連続性のある歴史的街なみ景観の形成を図ります。

また、既存の計画や法制度で規制できない開発については、事業者や市民を対象とした歴史的な景観を守るためのガイドラインを作成し、歴史的景観保全の意義について普及・啓発を行います。

狭く傷んだ歩道や、地上の電線や電柱等の人工物により歴史的な街なみが阻害されている箇所については、歩きやすい歩道整備や電線の地中化のほか、統一されたストリートファニチャーやサイン設置等による街なみ整備を積極的に検討していきます。

特に中心市街地の十分な歩道幅員が確保されていない箇所は、市内外の人が歴史的建造物や街なみを楽しむことができるように、道路空間を活用した賑わいづくりや自動車交通を制限する社会実験等を実施します。

また、市街地周辺に広がる農地については、本市の発展を支えてきた歴史的な産業の基盤であり、それを支えてきた河川、用水とともに後世に伝えるための重要な景観であり、今後も宅地化等による農地の減少を抑制するとともに、会津若松農業振興地域整備計画等に基づきながら、市街地と一体となった雄大な田園景観の保全を図ります。

外国人の誘客を推進するため、歴史・文化、食や絶景等に関する情報を掲載した多言語パンフレットや多言語ホームページなどの充実、SNS等を活用したターゲット国別の嗜好に応じたウェブプロモーション等の実施などの情報発信により、旅行者の利便性向上や周遊促進を促し、旅の満足度向上やインバウンドの推進を図ります。

(2) 歴史的な街なみ、景観に関する方針

- 歴史的建造物の修景等による歴史的街なみ、景観の形成
- 歴史的な街なみ、景観の保存の意義に関する普及啓発
- 歩道の整備や電線の地中化及び統一されたサイン設置等の検討
- 道路空間を活用した賑わいづくりや自動車交通を制限する社会実験の検討
- 田園景観の保全
- 歴史的な街並み、景観を含む歴史・文化に関する情報発信の実施

(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する方針

歴史的建造物については、所有者の理解を得ながら調査を実施し、価値付けを行います。

調査結果により文化財指定についての検討を行うとともに、歴史的風致形成建造物への指定などにより、住民の理解を得ながら積極的な公開に努めるなど、その保存と活用を図ります。史跡若松城跡や御薬園などの指定文化財については、関連する法律や制度に基づき、市民や事業者の理解と参画により適切な保存・活用を図ります。

郷土料理などの食文化や、民俗芸能等の無形の歴史資源については、その価値を市民に対して普及啓発を行うとともに、積極的な伝承支援を行います。

また、歴史的建造物の所在する街なみや文化財等を繋ぎ、回遊性の向上を図るため、旧城下町から文化財等を結ぶ回遊ルートなど、歴史的な雰囲気を感じることでできる歩行系ネットワークの整備に向けた検討を行い、街歩きイベント等を通じた地域の歴史的・文化的資源の価値を知ってもらう機会の創出にも努めていきます。

指定文化財などの資源を観光拠点とした整備の推進や活用までを見据えた個別の文化財の保存活用計画の策定を推進します。



石垣の間詰め補修



石垣に悪影響を及ぼすツタ等の除去

(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する方針

- 十分な調査が行われていない文化財分野の調査
- 文化財指定及び歴史的風致形成建造物への指定の検討及び積極的な公開
- 無形文化財の普及啓発及び伝送支援
- 個別の保存活用計画の策定推進

(4) 伝統行事や伝統技術等の伝統文化に関する方針

十日市、お日市、会津まつりなどの伝統行事を後世に継承するため、小・中学生等を対象に、本市の伝統文化の紹介や、体験する機会の創出等、地域組織や教育機関と連携した伝統文化の継承に向けた取組について検討していきます。

また、未指定の無形文化財、民俗文化財等は、市民や地域団体と連携しながら、文化財指定に向けた取組を行います。

伝統産業に係る伝統技術については、担い手育成の支援を行うことにより、伝統技術の継承を図ります。

(4) 伝統行事や伝統技術等の伝統文化に関する方針

- 伝統文化の継承に向けた取組の検討
- 未指定の無形文化財、民俗文化財の文化財指定に向けた取組
- 伝統産業に係る伝統技術の担い手育成支援

5. 計画実施の推進体制

会津若松市の歴史的風致を維持及び向上していくための各種事業や取り組みを、まちづくり整備課、文化課、観光課、都市計画課を中心とし、関係各課と連絡調整を図りながら、効率的な事業推進を図ることとします。

また、「会津若松市歴史的風致維持向上計画推進協議会」をはじめ、会津若松市景観審議会などの協力や福島県など関係機関との調整を行い、計画の実現を図るものです。

なお、計画認定後につきましても「会津若松市歴史的風致維持向上計画推進協議会」や市庁内関係課との協議を定期的に行い、計画の進捗や見直し等について協議し、歴史まちづくりの推進に向けて取り組みます。

歴史的風致維持向上計画実施の推進体制

